

# 第35期 定時株主総会 招集ご通知

## ○ 日時

2026年6月11日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## ○ 場所

沖縄県那覇市松山1丁目2番1号  
沖縄セルラー電話株式会社  
本社ビル 2階 会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## ○ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容の一部改定の件



作 東光二 作品タイトル：初日

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、インターネット等又は同封の議決権行使書用紙の郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

**行使期限** 2026年6月10日（水曜日）午後5時30分

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりません。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/9436/>



沖縄セルラー電話株式会社

証券コード：9436

## 招集ご通知がスマホでもご覧いただけます



当社は、株主さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入しております。



スマートフォン・タブレット・パソコンからも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/9436/>



沖縄CLIPマルシェでは、厳選された沖縄の特産品を多数取り揃えております。沖縄の美味しいものをご自宅でお楽しみください。



### 〈沖縄CLIPマルシェのうれしいポイント〉

#### ① 産地直送

産地よりご自宅へお届け!

#### ② 決済方法

お客さまにあったお支払方法をご用意!

#### ③ ポイント

オリジナルポイントがたまる!つかえる!

詳しくは「沖縄CLIPマルシェ」で検索  
沖縄CLIPマルシェ



# 目次



## 株主総会招集ご通知

第35期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
インターネットによるライブ配信について のご案内	7



## 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	9
第2号議案 取締役8名選任の件	11
第3号議案 監査役1名選任の件	17
第4号議案 役員賞与支給の件	19
第5号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬等の額及び内容の 一部改定の件	20



## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	25
2. 株式に関する事項	35
3. 新株予約権等に関する事項	37
4. 会社役員に関する事項	37
5. 会計監査人に関する事項	44



## 計算書類

連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46
連結株主資本等変動計算書	47
連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)	48
貸借対照表	49
損益計算書	50
株主資本等変動計算書	51



## 監査報告書

会計監査人の監査報告(連結)(単体)	52
監査役会の監査報告	56



## 株主メモ

株主メモ	58
株主総会会場ご案内図	末尾

表紙のイラスト  
画家 東光二(あずま こうじ)さんの作品

プロフィール  
沖縄県渡名喜村生まれ、小禄水彩画教室 主宰。  
沖縄の原風景を透明感あふれる水彩画で表現。緑の木々が溢れる壮大な自然、石垣に囲まれた赤瓦の家並みなどを、感情豊かに優しいタッチで表現した作品を数多く手掛ける。

株 主 各 位

沖縄県那覇市松山1丁目2番1号  
沖縄セルラー電話株式会社  
代表取締役社長 宮倉 康彰

## 第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

[https://okinawa-cellular.jp/ir/status/ir\\_stock\\_meeting/](https://okinawa-cellular.jp/ir/status/ir_stock_meeting/)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9436/teiji/>



なお、当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**2026年6月10日（水曜日）午後5時30分まで**に、議決権行使のご案内をご参照の上、インターネット等または書面により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### <株主総会の運営に関するお知らせ>

- ◎車椅子でご来場の株主さまにつきましては、スタッフがご案内いたしますので、当日受付にてお申し出ください。
- ◎介助者又は通訳者（手話通訳者を含みます。）等のご同席は可能ですので、ご希望される場合は当日受付にてお申し出ください。
- ◎本会場の席数に限りがあり、満席となった場合には第2会場等をご案内させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本株主総会の運営につきましては、下記ウェブサイトに適宜掲載いたしますのでご確認ください。  
[https://okinawa-cellular.jp/ir/status/ir\\_stock\\_meeting/](https://okinawa-cellular.jp/ir/status/ir_stock_meeting/)

## 記

1. 日 時 2026年6月11日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号  
沖縄セルラー電話株式会社 本社ビル 2階 会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
  - 報告事項
    1. 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第35期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金処分の件
    - 第2号議案 取締役8名選任の件
    - 第3号議案 監査役1名選任の件
    - 第4号議案 役員賞与支給の件
    - 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容の一部改定の件

以 上

### ◎招集にあたっての決定事項

【議決権行使のご案内】をご参照ください。

### ◎株主総会参考書類に関する事項

書面交付請求をされていない株主さまには、本招集ご通知及び株主総会参考書類をお送りいたします。書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。

- ①事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」  
「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

### ◎電子提供措置事項の修正に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



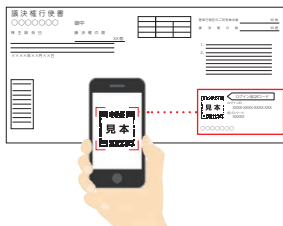


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト [» https://evote.tr.mufg.jp/](https://evote.tr.mufg.jp/)

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する通信費などは、株主さまのご負担となります。  
※機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



# インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社株主総会の様子をご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

## 1 配信日時

2026年6月11日（木曜日）午前10時から株主総会終了まで

※ライブ配信ページは、株主総会開始時刻の約30分前（午前9時30分頃）よりアクセス可能です。

## 2 アクセス方法

(1) パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、ログインページへアクセスをお願いいたします。

配信用サイト

» <https://web.sharely.app/login/okinawa-cellular-35>

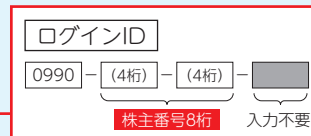


(2) アクセス後、画面の案内に従い、以下のログインID及びパスワードをご入力し、「ログイン」をクリックしてください。

①ログインID » 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（数字8桁）

②パスワード » 株主名簿ご登録住所の「郵便番号」（数字7桁、ハイフン無し）

### 議決権行使書用紙



### 株主さま認証画面（ログイン画面）

### 3 ご視聴に関する留意事項

- (1) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (2) ライブ配信をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められないため、質問、動議の提出及び議決権の行使を行うことはできません。事前に書面又はインターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
- (3) ライブ配信の音声データの第三者への提供や公開、転載及び複製並びにログイン方法を第三者に伝えることは、固くお断りいたします。
- (4) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、また配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、通信環境の悪化及びシステム障害等の不測の事態により、ライブ配信を中止する場合がございます。
- (5) ライブ配信のご視聴に際して発生するインターネット接続料、通信料金等の費用は、株主さまのご負担となります。
- (6) ライブ配信に関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 4 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

株主の皆さまのプライバシーに配慮し、配信の映像は議長席及び登壇者席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ライブ配信システムに関する  
お問合せ先

» Sharely 株式会社 電話番号：03-6683-7661  
受付時間：2026年6月11日（木）午前9時から株主総会終了時まで



### 事前質問のご案内

本株主総会開催に先立ち、株主の皆さまからインターネットにより事前質問を受付いたします。株主さまから事前にいただきましたご質問のうち、株主の皆さまのご関心が高いと当社が判断した事項につきまして本株主総会において回答させていただく予定です。  
なお、ご質問に対して回答することが当社及び第三者の権利や利益を侵害するおそれがある場合等は、回答を差し控えさせていただきます。

前ページ「インターネットによるライブ配信についてのご案内」の「2.アクセス方法」にしたがってアクセス・ログインしていただき、「事前質問受付フォーム」より本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。株主様からのご質問は1問につき150文字までとさせていただきます。

受付サイト <https://web.sharely.app/login/okinawa-cellular-35>  
(パソコン又はスマートフォンからアクセスをお願いいたします。)

受付期間 2026年5月26日（火曜日）午前9時30分から2026年6月4日（木曜日）午後11時59分まで

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援に感謝の意を表すとともに、将来の業績向上に向けた事業展開などを踏まえ、普通株式1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

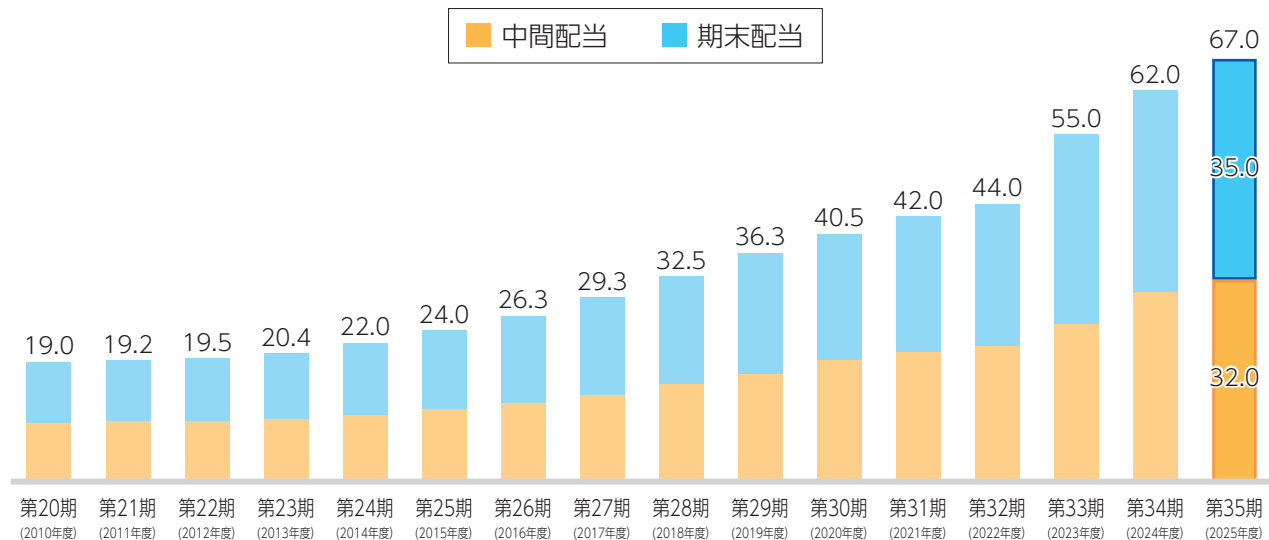
なお、この場合の配当総額は3,230,612,525円となります。

### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月12日といたしたいと存じます。

## (ご参考) 1株当たり配当金の推移

通期配当で25期連続増配



- (注) 1. 2012年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割しております。  
2. 2022年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。  
3. 2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。  
4. 第35期の1株当たり配当金は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを前提とした数値を記載しております。  
5. 1株当たりの配当金は第35期の配当金を100として、これまでに実施した株式分割等に伴う希薄化を調整して表示しております。

## 第2号議案

### 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、新任2名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議及び答申に基づき、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	社外役員	独立役員	当社における地位、担当	取締役会への出席状況
1	みや くら やす あき 宮 倉 康 彰 再任	男性			代表取締役社長 指名・報酬委員会 委員	100% (10/10回)
2	うえ ち きゅう じ 上 地 球 二 再任	男性			取締役執行役員 営業統括本部長	100% (10/10回)
3	あ は れん ひかる 阿 波 連 光 再任	男性	○	○	取締役 指名・報酬委員会 委員長	100% (10/10回)
4	ふち べ み き 淵 辺 美 紀 再任	女性	○	○	取締役 指名・報酬委員会 委員	100% (10/10回)
5	よ ぎ たつ き 与 儀 達 樹 再任	男性	○	○	取締役 指名・報酬委員会 委員	100% (8/8回)
6	たか はし まこと 高 橋 誠 再任	男性			取締役	100% (8/8回)
7	かい ざき ふみ たか 海 崎 文 孝 新任	男性			執行役員 技術本部長	—
8	かど わき まこと 門 脇 誠 新任	男性				—

- (注) 1. 与儀達樹氏及び高橋誠氏については、2025年6月12日開催の第34期定時株主総会において取締役に選任されたため、就任後に開催された取締役会への出席状況となります。
2. 淵辺美紀氏の取締役会出席回数は、監査役としての出席回数及び取締役としての出席回数を合算して記載しています。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	 <p>みや くら やす あき <b>宮 倉 康 彰</b> (1962年7月10日) <b>再任</b> 所有する当社の株式数 7,837株</p>	<p>1990年 4月 日本移動通信株式会社（現KDDI株式会社）入社 2009年 4月 KDDI株式会社コンシューマ営業企画本部コンシューマ営業企画部長 2013年 4月 同社コンシューマ事業本部コンシューマ営業本部副本部長 2016年 4月 同社理事 商品・CS統括本部カスタマーサービス本部長 2018年10月 同社理事 中部テレコミュニケーション株式会社代表取締役社長 2019年 4月 同社執行役員 中部テレコミュニケーション株式会社代表取締役社長 2023年 4月 当社特別顧問 2023年 6月 当社執行役員副社長 2024年 6月 当社代表取締役社長 ウェルビーイング室長 <b>2026年 4月 当社代表取締役社長（現在に至る）</b></p> <p>-----</p> <p><b>選任の理由等</b> 宮倉 康彰氏は、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、2024年6月より代表取締役社長として、当社の経営方針及び事業戦略の決定・実行を推進し、グループ全体の事業成長に繋げてまいりました。今後も当社及び当社グループにおける持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>
2	 <p>うえ ち きゅう じ <b>上 地 球 二</b> (1966年1月2日) <b>再任</b> 所有する当社の株式数 5,570株</p>	<p>1990年 4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社 1999年 7月 Prism communications INC（現KDDI Korea Corporation）取締役経営企画室長 2012年10月 当社営業企画部長 2016年 8月 当社理事 営業企画部長兼UQモバイル沖縄株式会社(現当社)代表取締役社長 2019年10月 当社執行役員 営業本部副本部長 2023年 4月 当社執行役員 ソリューション営業本部長 2024年 4月 当社執行役員 営業統括本部長兼コンシューマ営業本部長 2024年 6月 当社取締役執行役員 営業統括本部長兼コンシューマ営業本部長 <b>2025年 4月 当社取締役執行役員 営業統括本部長（現在に至る）</b></p> <p>-----</p> <p><b>選任の理由等</b> 上地 球二氏は、コンシューマ事業部門及びソリューション事業部門における経験に加え、当社グループ会社の代表取締役社長を務めた経験から経営全般に関する知見を有しております。また、営業部門の担当役員として、事業環境の変化に応じた機動的な営業戦略を立案し実行しております。今後も当社及び当社グループにおける持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	 <p>あ は れん ひかる <b>阿波連 光</b> (1964年8月26日)</p> <p><b>再任</b> <b>独立役員</b> <b>社外役員</b></p> <p>所有する当社の株式数 6,570株</p>	<p>1994年 4月 沖縄弁護士会弁護士登録 2000年 3月 ひかり法律事務所（現弁護士法人ひかり法律事務所）所長（現在に至る） 2011年 6月 沖縄電力株式会社社外監査役 2015年 4月 沖縄弁護士会会長 2015年 4月 那覇市公平委員会委員長（現在に至る） 2017年 7月 沖縄県公安委員会委員（現在に至る） 2017年12月 沖縄県公安委員会委員長 <b>2019年 6月 当社取締役（現在に至る）</b></p> <hr/> <p><b>選任の理由等及び期待される役割の概要</b> 阿波連 光氏は、弁護士としての豊富な経験と高い識見を有するとともに、企業法務に精通しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はございませんが、これらの専門知識と高い識見に基づき当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関して、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。 <b>特別な利害関係</b> 阿波連 光氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。</p>
4	 <p>ふち べ み き <b>淵辺 美紀</b> (1953年10月6日)</p> <p><b>再任</b> <b>独立役員</b> <b>社外役員</b></p> <p>所有する当社の株式数 2,353株</p>	<p>1985年 5月 株式会社ビジネスランド設立 代表取締役社長（現在に至る） 1993年 3月 株式会社ジェイシーシー設立 取締役専務 2014年 9月 同社副会長 2018年 4月 沖縄経済同友会代表幹事（現在に至る） 2018年 5月 株式会社ジェイシーシー代表取締役会長（現在に至る） 2023年 6月 当社監査役 <b>2025年 6月 当社取締役（現在に至る）</b></p> <hr/> <p><b>選任の理由等及び期待される役割の概要</b> 淵辺 美紀氏は、県内企業の経営者として豊富な経験並びに識見を有しております。これらの経験と識見を当事業活動の意思決定に活かしていただくことで、社外取締役として当社の持続的な成長に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関して、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。 <b>特別な利害関係</b> 淵辺 美紀氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
5	 <p>よ ぎ たつ き <b>与儀達樹</b> (1965年3月19日)</p> <p><b>再任</b> <b>独立役員</b> <b>社外役員</b></p> <p>所有する当社の株式数 620株</p>	<p>2010年 7月 大同火災海上保険株式会社業務部長 2015年 6月 同社取締役 2017年 6月 同社常務取締役 2018年 6月 同社代表取締役社長 2019年 6月 沖縄電力株式会社社外取締役（現在に至る） 2024年 6月 大同火災海上保険株式会社取締役会長（現在に至る） <b>2025年 6月 当社取締役（現在に至る）</b></p> <hr/> <p><b>選任の理由等及び期待される役割の概要</b> 与儀 達樹氏は、県内企業の経営者として豊富な経験並びに識見を有しております。これらの経験と識見を当社事業活動の意思決定に活かしていただき、社外取締役として当社の持続的な成長に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関して、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p> <p><b>特別な利害関係</b> 与儀 達樹氏は、大同火災海上保険株式会社の取締役会長であります。当社と同社の商取引関係は定型的取引が中心であり、その取引額も双方から見て売上高の1%未満であります。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は1%未満であり、いずれも社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。</p>
6	 <p>たか はし まこと <b>高橋 誠</b> (1961年10月24日)</p> <p><b>再任</b></p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>2003年 4月 KDDI株式会社執行役員 2007年 6月 同社取締役執行役員常務 2010年 6月 同社代表取締役執行役員専務 2016年 6月 同社代表取締役執行役員副社長 2018年 4月 同社代表取締役社長 2023年 4月 同社CEO (Chief Executive Officer) 2025年 4月 同社代表取締役会長（現在に至る） <b>2025年 6月 当社取締役（現在に至る）</b></p> <hr/> <p><b>選任の理由等</b> 高橋 誠氏は、2018年4月から2025年3月まで当社親会社であるKDDI株式会社に代表取締役社長として経営の指揮を執り、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献してまいりました。その実績並びに企業経営者としての豊富な経験及び識見を当社事業活動の意思決定に活かしていただく観点から、引き続き取締役候補者としました。</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
7	 <p>かい ぎき ふみ たか <b>海 崎 文 孝</b> (1966年8月1日) <b>新任</b> 所有する当社の株式数 一株</p>	<p>2011年 4月 KDDI株式会社システムインテグレーション部長 2017年 4月 KDDIエンジニアリング株式会社 プロセス改革本部副本部長 2021年 4月 当社技術本部副本部長 2022年 4月 当社執行役員 技術本部副本部長 2023年 4月 当社執行役員 技術本部副本部長兼スマートワーク推進室長 2026年 4月 当社執行役員 技術本部長 (現在に至る)</p> <p>-----</p> <p><b>選任の理由等</b> 海崎 文孝氏は、技術全般における豊富な経験を有しております。また、技術部門の担当役員として、通信事業の基盤となるネットワークの構築・運用をはじめ、技術に関わる多様なオペレーションを着実に遂行する等、通信事業の安定運営・高度化を推進しております。当社及び当社グループにおける持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し取締役候補者としました。</p>
8	 <p>かど わき まこと <b>門 脇 誠</b> (1973年11月29日) <b>新任</b> 所有する当社の株式数 一株</p>	<p>2019年 4月 KDDI株式会社コンシューマ事業企画部長 2021年 4月 同社マーケティング企画部長 2022年 4月 同社経営企画1 部長 2023年 4月 同社執行役員 経営戦略本部長 2024年 4月 同社執行役員 パーソナル事業本部 副本部長兼パーソナル事業戦略部長 2026年 4月 同社執行役員 パーソナル事業統括本部長兼事業戦略本部長 (現在に至る)</p> <p>-----</p> <p><b>選任の理由等</b> 門脇 誠氏は、当社親会社であるKDDI株式会社で経営戦略部門、パーソナル事業部門及び事業戦略部門における豊富な経験を有しており、当社事業の持続的成長に必要な識見を有しております。これらの経験及び各事業における優れた識見を当社事業活動の意思決定に活かしていただく観点から取締役候補者としました。</p>

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。  
高橋誠氏及び門脇誠氏は、親会社であるKDDI株式会社の代表取締役会長及び執行役員パーソナル事業統括本部長兼事業戦略本部長であり、当社と同社との関係は事業報告、1. 企業集団の現況に関する事項(9)重要な親会社及び子会社の状況に記載のとおりであります。
- その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 瀧辺美紀氏の戸籍上の氏名は、「瀧邊美紀」であります。
  3. 阿波連光、瀧辺美紀及び与儀達樹の各氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 当社は、阿波連光、瀧辺美紀及び与儀達樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
  5. 宮倉康彰、高橋誠、海崎文孝及び門脇誠の各氏は、過去10年間に当社親会社であるKDDI株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。
  6. 宮倉康彰氏は、過去10年間に、当社親会社であるKDDI株式会社の子会社中部テレコミュニケーション株式会社の代表取締役社長でありました。
  7. 当社は、阿波連光、瀧辺美紀、与儀達樹及び高橋誠の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、門脇誠氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  8. 当社の親会社であるKDDI株式会社は、同社及びグループ各社の取締役等を被保険者とした、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当社においては、当社の取締役等の保険料に相当する金額を負担しております。本株主総会において各取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者となります。
  9. 社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって阿波連光氏が7年、与儀達樹氏が1年であります。
  10. 瀧辺美紀氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となり、監査役も含めた通算の在任期間は3年となります。
  11. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
  12. 各取締役候補者の所有する当社の株式数には、当期末現在における沖縄セルラー電話役員持株会名義における各取締役候補者の持分株数を含めて表示しております。


### 第3号議案

### 監査役1名選任の件

監査役嘉手苺義男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議及び答申を経たうえで、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
 か で かる よし お <b>嘉手苺 義男</b> (1939年8月10日) <b>再任</b> <b>独立役員</b> <b>社外役員</b> 所有する当社の株式数 35,011株	2005年 6月 オリオンビール株式会社代表取締役副社長 2009年 6月 同社代表取締役社長 <b>2012年 6月 当社監査役(現在に至る)</b> 2017年 6月 オリオンビール株式会社代表取締役会長 2019年 6月 同社取締役会長 2023年 6月 同社最高顧問  選任の理由等 嘉手苺 義男氏は、県内企業経営者としての豊富な経験並びに優れた識見を有しており、これらの経験と識見を経営全般の監視と適正な監査活動に活かしていただく観点から、引き続き社外監査役候補者といたしました。  特別な利害関係 嘉手苺 義男氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 嘉手苺義男氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、嘉手苺義男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、嘉手苺義男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める限度額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社の親会社であるKDDI株式会社は、同社及びグループ各社の取締役等を被保険者とした、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当社においては、当社の監査役等の保険料に相当する金額を負担しております。本株主総会において嘉手苺義男氏が監査役に選任され就任した場合は、当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者となります。
5. 嘉手苺義男氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって14年であります。
6. 所有する当社の株式数は、当期末（2026年3月31日）現在の株式数を記載しております。
7. 所有する当社の株式数には、当期末現在における沖縄セルラー電話役員持株会名義における監査役候補者の持分株数を含めて表示しております。

## (ご参考) 取締役及び監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人が有する主なスキル・経験・知見等は以下のとおりとなります。

氏名	地位	専門性及び経験等					
		経営・ 経営戦略	通信・技術	営業・ マーケティング	コーポレート ガバナンス	人財開発・ ダイバーシティ	DX・ 新規事業
宮 倉 康 彰	取 締 役	○		○	○	○	○
上 地 球 二	取 締 役	○		○			○
阿 波 連 光	取 締 役（社外）	○			○		
淵 辺 美 紀	取 締 役（社外）	○		○		○	
与 儀 達 樹	取 締 役（社外）	○		○	○		
高 橋 誠	取 締 役	○	○	○	○	○	○
海 崎 文 孝	取 締 役	○	○				○
門 脇 誠	取 締 役	○		○			○
増 田 晴 彦	常 勤 監 査 役	○			○		○
安 里 昌 利	監 査 役（社外）	○			○		
嘉 手 刈 義 男	監 査 役（社外）	○			○		
中 山 恭 子	監 査 役（社外）	○			○	○	

※上記一覧表は、特に期待する分野等を示したものであり、各役員の有するすべての専門性及び経験等を表すものではありません。

### 【各スキルの定義及び採用理由】

経営・経営戦略	当社の経営理念に基づいた中長期的な経営戦略・成長戦略を策定・実行し、その実効性を監督するために必要となる経営戦略全般に関する幅広い知識・経験
通信・技術	当社の主力事業である通信事業の基盤となるネットワークの構築・安定運用・高度化、並びに技術革新・カーボンニュートラル実現等に必要最新テクノロジーに関する知見を含む専門的見識
営業・マーケティング	すべての顧客に対する最適な製品・サービスと付加価値の提供、新規顧客へのマーケティング戦略の立案・実行のために必要となる営業・販売に関する知識・経験
コーポレートガバナンス	当社の継続的な事業展開の基盤となる適切なガバナンス体制の確立、グループ全体での経営監督の実効性向上のために必要となるリスクマネジメント全般及びコーポレートガバナンスに関する幅広い経験及び専門的見識
人財開発・ダイバーシティ	当社経営理念に則った経営を持続的に推進するために重要な人財の多様化・人財育成、並びに人財開発・ダイバーシティに係る戦略の立案・実行及びそれら監督のために必要となる人事、教育、女性活躍推進等の分野における知識・経験
DX・新規事業	通信を核とした成長領域の拡大に向けた新規事業の探索、DXに係る戦略の立案・実行、イノベーションの推進に向けて必要となる専門的見識・経験

## 第4号議案

### 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。）4名に対し、当事業年度の会社業績などを勘案して、役員賞与総額32百万円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する支給額の決定につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、各取締役の支給額は、事業報告に記載しております「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等 八. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に基づき算定しております。

本議案の役員賞与総額は、会社業績などを総合的に勘案し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議及び答申に基づき取締役会において決定しており、相当であると判断しております。

## 第5号議案

### 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容の一部改定の件

当社取締役の報酬と業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を一部改定いたしたいと存じま  
す。詳細については以下のとおりであります。

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬」で構成されております。業績連動型株式報酬については、役員報酬BIP信託（以下「本信託」という。）と称される仕組みを活用しており、2018年6月14日開催の第27期定時株主総会（以下「第27期総会」という。）におけるご承認に基づき、連続する3事業年度を対象として当社が本信託に拠出する金員の上限は80百万円、本信託から取締役に交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の数の上限は1事業年度あたり7,500ポイント（30,000株相当）としておりますが、今般、業績連動型株式報酬の額及び内容を一部改定いたしたいと存じます（以下、改定後の業績連動型株式報酬を「本制度」という。）。

改定内容は下表のとおりであり、これ以外の内容については第27期総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

	改定前	改定後
当社が拠出する金員の上限	連続する3事業年度を対象として 80百万円	連続する3事業年度を対象として 225百万円
取締役に交付等が行われる 当社株式等の数の上限	1事業年度あたり7,500ポイント (30,000株相当)	1事業年度あたり50,000ポイント (50,000株相当)
業績達成条件の内容	毎事業年度の営業収益、営業利益、 当期純利益等に応じて変動	毎事業年度のROE、相対TSR、 沖縄県経済波及効果等に応じて変動

本制度は、当社取締役の報酬と業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、改定内容は相当であると考えております。

本議案は、2005年6月22日開催の第14期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。なお、当社と委任契約を締結する執行役員（国内非居住者を除く。）について、改定前の業績連動型株式報酬の対象としており、本制度の対象とすることを予定しております。

## 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

### (1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役に当社株式等の交付等が行われる株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。本制度は、連続する3事業年度（2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とし、本制度の内容は2027年3月末日で終了する事業年度（2026年度）以降に適用されるものとします。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度からなる対象期間に当社が拠出する金員の上限は225百万円</li> <li>・ 今回の対象期間の残存期間である1事業年度を対象として、75百万円</li> </ul>
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）及び取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業年度あたりに取締役に對して付与されるポイントの総数の上限数は50,000ポイント（50,000株相当）</li> <li>・ 1事業年度あたりに取締役に對して付与されるポイントの総数の上限数に相当する当社株式数の当社発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.05%</li> <li>・ 当社株式は、株式市場から取得予定であり、希薄化は生じない。なお、本年度については当社株式を追加取得しない予定。</li> </ul>
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎事業年度のROE、相対TSR、沖縄県経済波及効果等に応じて変動</li> </ul>
④取締役に對する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役の退任時</li> </ul>

## (2)当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間ごとに、225百万円を上限とする金員を取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本年度については当社株式を追加取得しない予定です。

当社は、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役の退任時（取締役が死亡した場合は死亡時）に付与されたポイントの累積値に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は延長された信託期間ごとに225百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社は取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は225百万円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役に付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

### (3)取締役に対して交付等が行われる当社株式数の算定方法と上限

信託期間中、役員及び毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、当該事業年度終了後の所定の時期に、下記の算定式により算出されるポイントが付与されます。取締役の退任時に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1 ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

#### （ポイント算定式）

$$\text{ポイント} = (\text{役員別に定める株式報酬額} \\ \div \text{本信託による当社株式の平均取得単価}) \times \text{業績連動係数} (\ast)$$

(※) 業績連動係数は、ROE、相対TSR、沖縄県経済波及効果等に応じて変動します。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与される1事業年度あたりのポイント数の上限は50,000ポイントとし、本信託の信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる1事業年度あたりの当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。

なお、上記(2)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における1事業年度あたりの上限交付株式数も同様とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定しています。

### (4)取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を充足した取締役は、当該取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの60%の当社株式（単元未満株式は切捨。）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役が死亡した場合、上記(3)に基づき算出される累積ポイントに応じた当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。

(5)本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6)本信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時（上記(2)による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄付を予定しています。また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(7)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加抛  
出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2026年5月8日付適時開示「取締役に対する業績連動型株式付与制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ①全般の状況

わが国の経済は、海外経済や通商をめぐる不確実性の影響が残るものの、雇用・所得環境は改善しており、景気は緩やかに回復しています。

一方で、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向に加え、地政学リスクの長期化による資源価格の高騰や金融資本市場の変動が、景気を下押しするリスクとなる可能性があり、先行きについては不確実性が残る状況です。

当社業務区域である沖縄県の経済におきましては、物価上昇の動きは落ち着きつつある中で、個人消費は緩やかに増加しております。雇用・所得環境も緩やかに改善しており、観光産業の拡大に加え、住宅投資や設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、県内景気は拡大基調が続いています。

通信業界におきましては、社会全体のデジタル化の進展を背景に、人々の暮らしや企業活動における通信の重要性が一層高まっています。また、電気通信事業法に関するガイドライン改正以降、通信料金施策を含む事業環境は変化しており、競争環境も引き続き流動的な状況にあります。

今後も、デジタル社会の進展や規制・市場環境の変化に加え、国際情勢や金融市場の動向が当社事業に与える影響を注視し、持続的な成長に向けた取り組みを進めてまいります。

このような情勢のもと、当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における当社のグループ会社を含めた経営成績は、以下のとおりであります。

	2025年3月期	2026年3月期	増減	増減率
営業収益	百万円 84,314	百万円 86,348	百万円 2,033	% 2.4
営業費用	66,553	67,655	1,102	1.7
営業利益	17,761	18,693	931	5.2
経常利益	17,927	18,864	936	5.2
親会社株主に帰属する 当期純利益	12,402	13,217	814	6.6

当期における営業収益については、モバイル総合収入や端末販売収入が増加したことなどにより、前期比2,033百万円増加（2.4%増）の86,348百万円となりました。

営業費用については、端末販売原価やモバイル販売関連コストが増加したことなどにより、前期比1,102百万円増加（1.7%増）の67,655百万円となりました。

これらの結果、営業利益は前期比931百万円増加（5.2%増）の18,693百万円、経常利益は前期比936百万円増加（5.2%増）の18,864百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比814百万円増加（6.6%増）の13,217百万円となりました。

## ②セグメント別の状況

当社グループは単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当社グループにおけるサービス別の実績は、次のとおりであります。

【モバイルサービス】				
	2025年3月期	2026年3月期	増減	増減率 (%)
純増数	12,500	8,800	△3,700	△29.6
総契約数	690,200	698,900	8,800	1.3
端末販売台数	155,400	157,400	2,000	1.3
モバイル総合収入 (百万円)	44,213	46,049	1,835	4.2

- (注) 1. 純増数、総契約数及び端末販売台数は百契約未満を四捨五入しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。
2. 純増数、総契約数、端末販売台数については、au、UQ、povo、3ブランドにおけるスマートフォン、フィーチャーフォンの合計（ハンドセット）を記載しております。
3. 前期まで、マルチブランド通信収入とマルチブランド付加価値収入の額をそれぞれ記載し、その合計額をマルチブランド総合収入として記載しておりましたが、今期より、サービス改定に伴い、通信収入と付加価値収入を合わせたモバイル総合収入の記載へ変更しております。

※マルチブランド：au、UQ、povoのモバイル3ブランドの総称

※付加価値：自社・協業・補償サービス+決済手数料など

当期におけるモバイルサービスの状況につきましては、マルチブランド戦略の推進や、ネットワーク品質の向上など、お客さま重視のサービスに取り組んだ結果、前期と比較して総契約数が8,800契約増加（1.3%増）の698,900契約となりました。

モバイル総合収入は、前期比1,835百万円増加（4.2%増）の46,049百万円となりました。

### 【FTTHサービス】

	2025年3月期	2026年3月期	増減	増減率 (%)
純増回線数	4,800	3,500	△1,300	△27.1
累計回線数	129,100	132,600	3,500	2.7

(注) 1. 純増回線数及び累計回線数は、auひかりちゅら、auひかりちゅらビジネス及びひかりゆいまーるなどの合計を記載しております。

2. 純増回線数及び累計回線数は百回線未満を四捨五入して表示しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。

当期におけるFTTHサービスの状況につきましては、純増回線数は前期比1,300回線減少（27.1%減）となり3,500回線、累計回線数は前期比3,500回線増加（2.7%増）の132,600回線となりました。

### 【ライフデザインサービス】

	2025年3月期	2026年3月期	増減	増減率 (%)
純増件数	2,200	4,500	2,300	104.5
契約件数	77,200	81,600	4,500	5.7

(注) 1. 純増件数及び契約件数は、au 電気の契約数を記載しております。

2. 純増件数及び契約件数は百契約未満を四捨五入して表示しており、増減は端数処理後の数値を記載しております。

当期におけるライフデザインサービスの状況につきましては、純増件数は前期比2,300契約増加（104.5%増）の4,500契約、契約件数は前期比4,500契約増加（5.7%増）の81,600契約となりました。

#### (2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度においては、設備資金等の所要資金は自己資金で賄っており、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

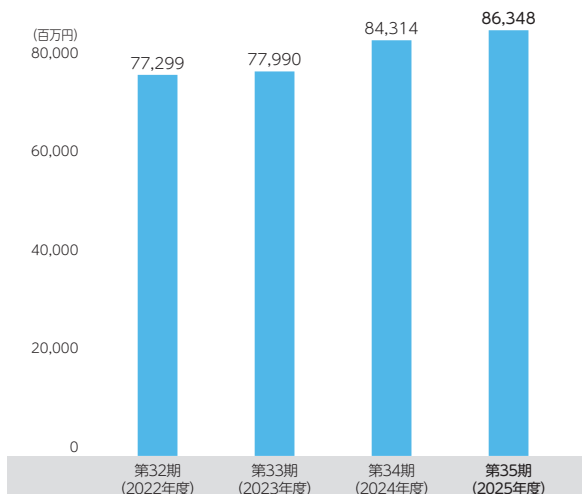
#### (3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度においては、高速データ通信サービスに係る設備及びモバイルサービスにおけるデータトラフィックの増加に伴う通信設備の増設、FTTHサービスに係る設備の拡張などを実施した結果、設備投資額は6,525百万円となりました。

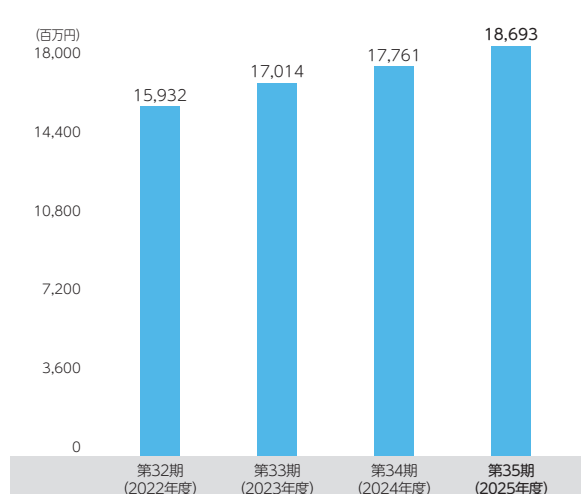
#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

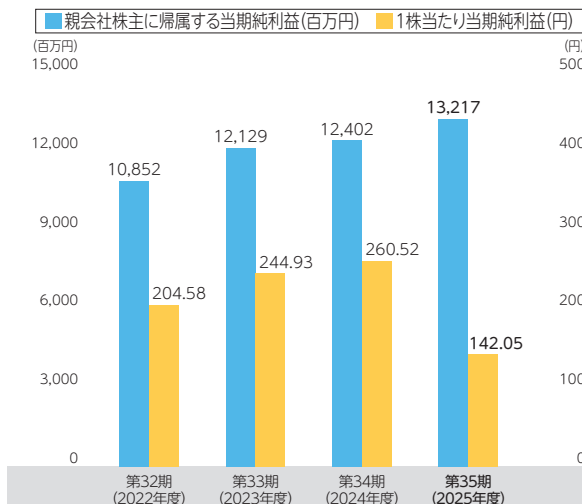
###### 営業収益



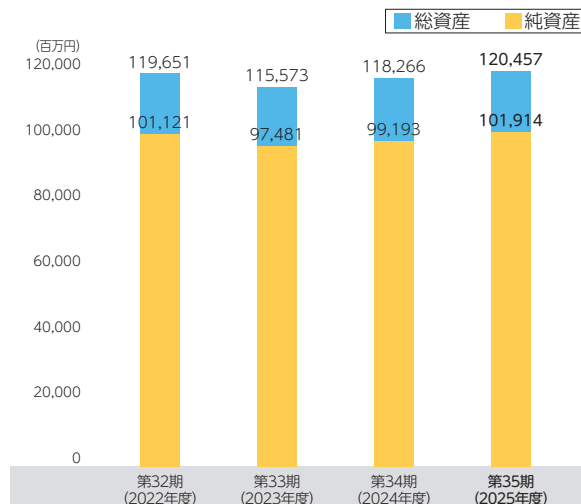
###### 営業利益



###### 親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



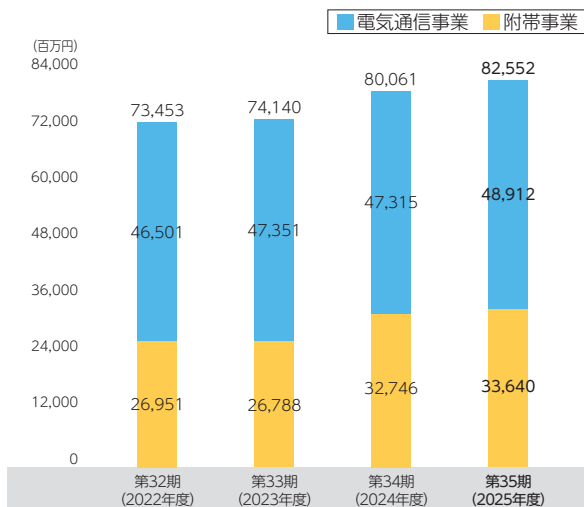
###### 総資産・純資産



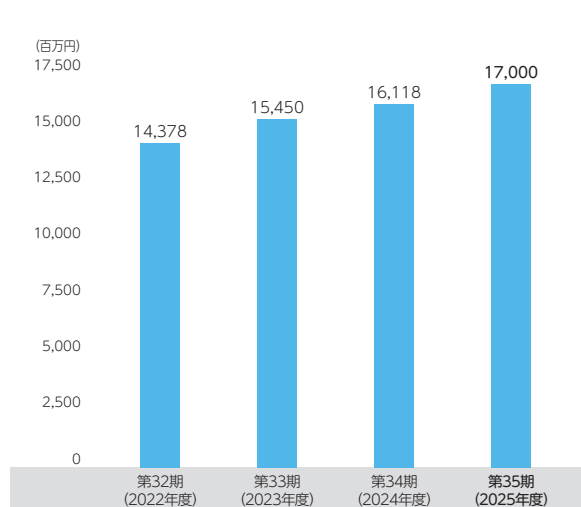
- (注) 1. 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、第32期に行いました株式の分割が第32期の期首に行われたと仮定して算定しております。
2. 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、第35期に行いました株式の分割が第35期の期首に行われたと仮定して算定しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

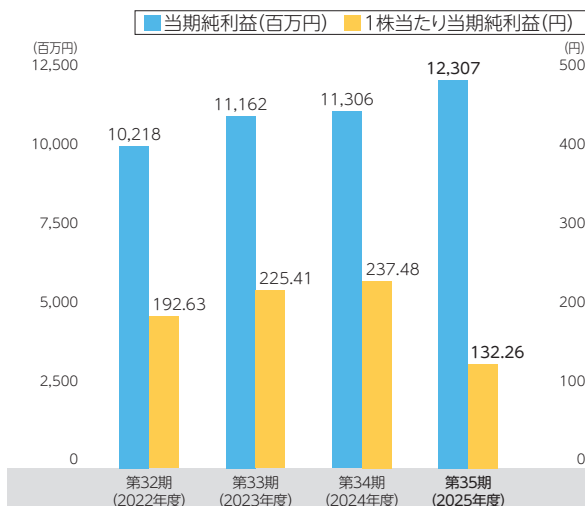
### 営業収益



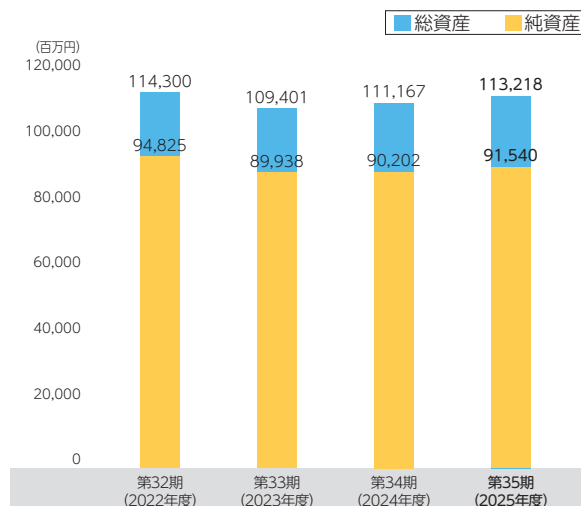
### 営業利益



### 当期純利益・1株当たり当期純利益



### 総資産・純資産



- (注) 1. 2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、第32期に行いました株式の分割が第32期の期首に行われたと仮定して算定しております。
2. 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、第35期に行いました株式の分割が第35期の期首に行われたと仮定して算定しております。

#### (5) 企業集団が対処すべき課題

当社が優先して取り組む重要課題として事業活動に関わるさまざまな課題の中から、「ステークホルダーの評価や意思決定への影響」と「自社が沖縄の社会・環境・経済に与えるインパクト」の2つの視点のもと取り組みの検証を行い、以下7つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。

1. 通信を核とした協働・共創によるイノベーションの推進
2. 安心安全で豊かな社会の実現
3. 事業を通じた、沖縄の社会課題解決
4. 沖縄のネイチャーポジティブとカーボンニュートラルの推進
5. 多様かつ高度な人財の育成と働きがい・働きやすさの実現
6. ガバナンス強化による経営基盤強化
7. ステークホルダーのエンゲージメント向上

持続可能な社会の成長に貢献し、中長期的な企業価値の向上と、今後も更なる発展と沖縄の経済を牽引する企業となれるよう取り組んで参ります。

#### (6) 企業集団の主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社3社により構成されており、モバイルサービスや、国内・国際通信サービス、インターネットサービス等を提供する電気通信事業を主な事業内容としております。

事業区分の方法につきましては、「電気通信事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(7) 企業集団の事業所の状況（2026年3月31日現在）

当社	本社	<p>沖縄県那覇市松山                  沖縄県南城市玉城字百名                  沖縄県豊見城市嘉数</p>
	ネットワークセンター	<p>                  南城ネットワークセンター（南城市）</p> <p>                  とみぐすくネットワークセンター（豊見城市）</p>
	物流センター	沖縄県豊見城市与根
	南城ファーム	沖縄県南城市玉城字百名
	大宜味ファーム	沖縄県大宜味村字塩屋
	沖縄セルラーフォレストビル	<p>沖縄県那覇市東町</p> <p>                  沖縄セルラーフォレストビル（那覇市）</p>
OTNet株式会社	本社	沖縄県那覇市松山
沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社	本社	沖縄県那覇市松山
沖縄セルラーみらいクリエイト株式会社	本社	沖縄県那覇市松山

(8) 企業集団の従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
545 (165) 名	24名増 (20名増)

(注) 従業員数は、就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	347 (70) 名	22名増 (5名増)	39.2歳	9.4年

(注) 従業員数は、就業人員（社外から当社への出向者35名を含み、当社から社外への出向者13名を除いております。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

当社の親会社はKDDI株式会社であり、同社は当社の株式を50,143,164株（出資比率53.24%）保有しています。

### ②親会社との間の取引に関する事項

#### イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社との間で「電気通信事業」に関連する取引を主な取引として、携帯電話端末の仕入、携帯電話システムの購入等を実施しております。

当該取引をするにあたっては、少数株主の保護のため、必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないよう留意し、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社親会社より経営に対する適切な意見を得ていますが、親会社との取引については上記留意事項や親会社からの独立性確保の観点等を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経て当該取引の実施の可否を決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあっております。

当社取締役会は、これらの取引について、当社グループとの利益を害するものではないと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

### ③親会社との重要な財務及び事業方針等に関する契約等

当社は、親会社と事業計画、事業に関する機器・ソフトウェアの開発及び調達等についてグループ経営の運用に関する基本協定を締結しております。

また、当社は親会社と通信サービス等料金の請求及び回収業務等に関する基本契約並びに当該契約に基づく債権譲渡契約等を締結し、これにより当社は、通信サービス等に係る債権を親会社に譲渡しております。その他、親会社とグループファイナンスに関連する契約を締結しております。

当社と親会社の間で利益相反のおそれがある取引及び重要な契約等を締結する際、独立社外取締役及び独立社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経て、実施の可否を決定しております。

### ④子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
○ T N e t 株 式 会 社	1,184百万円	77.5%	各種固定系電気通信サービス

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針 (2026年3月31日現在)

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、安定配当を継続的にを行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

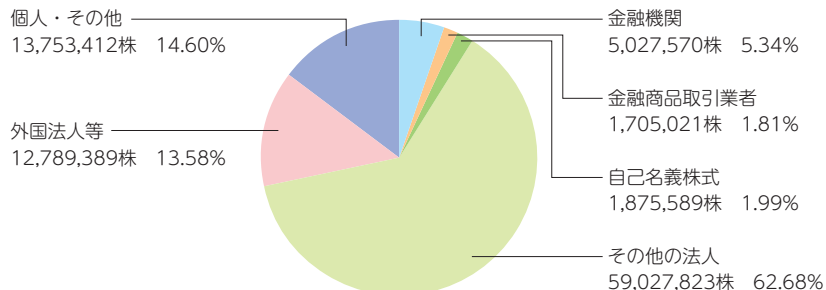
内部留保資金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

今期については、2025年12月5日に中間配当として1株当たり32円を実施しており、期末配当35円と合計で1株当たり67円の配当を予定しております。なお、当社は2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株当たり2株の割合で株式分割を行っており、上記の1株当たりの配当額については当該株式分割後の金額であります。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## 2 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 94,178,804株  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 54,468名 (前期末比 483名増)  
 (5) 所有者別分布状況



### (6) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
K D D I 株 式 会 社	50,143,164株	54.32%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,187,300	2.37
沖縄電力株式会社	1,888,000	2.05
琉球放送株式会社	1,888,000	2.05
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	1,159,199	1.26
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,130,800	1.23
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,049,800	1.14
BBH FOR BBH TSIL NEUBERGER BERMAN INVESTMENT FUNDS PLC-NEUBERGER BERMAN JAPAN EQUITY ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	760,000	0.82
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	698,928	0.76
沖縄セルラー電話社員持株会	696,100	0.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,875,589株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の信託財産として保有する当社株式 (177,970株) を含んでおりません。  
 4. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

(7) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(8) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2025年5月8日及び2025年7月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、以下の内容を決議いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	2,800,000 株 (上限)
株式の取得価額の総額	5,000,000,000 円 (上限)
取得期間	2025年5月22日から2026年4月15日まで
取得方法	東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付け

上記決議に基づき、以下の内容で自己株式を取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,875,500 株
株式の取得価額の総額	4,999,679,700 円
取得期間	2025年5月22日から2026年3月2日まで (約定日ベース)

②自己株式の消却

当社は、2025年5月8日開催の取締役会決議において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について、以下のとおり決議いたしました。

消却した株式の種類及び数	当社普通株式 1,225,580株
自己株式消却額	5,003,862,355 円
消却した日	2025年5月15日

③株式分割

当社は、2025年7月25日開催の取締役会決議において、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は200,000,000株に、発行済株式の総数は94,178,804株となりました。

### 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 倉 康 彰	ウェルビーイング室長 OTNet株式会社 取締役
代表取締役 執行役員専務	丸 米 郁 男	技術本部長 OTNet株式会社 代表取締役社長
取締役執行役員常務	國 吉 博 樹	コーポレート本部長 兼 コーポレートDX推進部長
取締役執行役員	上 地 球 二	営業統括本部長
取 締 役	阿 波 連 光	弁護士法人ひかり法律事務所 所長
取 締 役	淵 辺 美 紀	株式会社ジェイシーシー 代表取締役会長
取 締 役	与 儀 達 樹	大同火災海上保険株式会社 取締役会長
取 締 役	高 橋 誠	KDDI株式会社 代表取締役会長
取 締 役	中 山 朋 子	KDDI株式会社 執行役員 コア技術統括本部副統括本部長 兼 パーソナル事業本部副事業本部長
常 勤 監 査 役	増 田 晴 彦	
監 査 役	安 里 昌 利	那覇空港ビルディング株式会社 相談役
監 査 役	嘉手苅 義 男	オリオンビール株式会社 最高顧問
監 査 役	中 山 恭 子	JTS税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役阿波連光、淵辺美紀及び与儀達樹の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安里昌利、嘉手苅義男及び中山恭子の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役阿波連光氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役中山恭子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役淵辺美紀、与儀達樹及び高橋誠の各氏、並びに監査役中山恭子氏は、2025年6月12日開催の第34期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
6. 取締役小塚邦男氏及び田中孝司氏は、2025年6月12日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 2025年6月12日をもって、淵辺美紀氏は監査役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社ジェイシーシー代表取締役会長でありました。
8. 当社は取締役阿波連光、淵辺美紀及び与儀達樹の各氏並びに監査役安里昌利、嘉手苅義男及び中山恭子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額		
		固定報酬	業績連動型報酬	
			賞与	株式報酬
取締役（8名）	158	112	32	14
うち社外取締役（4名）	20	20	－	－
監査役（5名）	41	41	－	－
うち社外監査役（4名）	22	22	－	－
合 計	200	153	32	14

- (注) 1. 上記取締役の員数には、報酬の支給対象外である取締役3名を除いております。
2. 上記取締役の員数には、2025年6月12日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 2025年6月12日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役役に就任した刈辺美紀氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。
4. 上記の取締役の賞与は、2026年6月11日開催の第35期定時株主総会において付議いたします第4号議案（役員賞与支給の件）が原案どおり承認可決されることを条件として支給される予定の額であります。
5. 取締役の月額固定報酬は、2005年6月22日開催の第14期定時株主総会において月額12百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は11名となります。  
また、監査役の月額固定報酬については、1997年6月25日開催の第6期定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名となります。
6. 取締役の業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）は、2018年6月14日開催の第27期定時株主総会において導入の決議がされております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は8名となります。
7. 業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）は、3事業年度に在任する当社の取締役（社外取締役及び海外居住者等を除く。以下同じ。）に対してポイント付与し、退任時に当社株式（2025年10月1日付で実施した株式分割に伴い、1ポイント＝2株）を交付するものであります。  
3事業年度において、取締役に付与するポイントにかかる当社株式の取得原資として信託に拠出する信託金は、8,000万円を上限とし、取締役に付与される1事業年度あたりポイント総数の上限は7,500ポイントとなります。  
なお、2021年に設定した信託期間が2024年9月30日に終了予定であったため、2024年7月26日開催の取締役会において、信託期間の3年間延長及び信託に追加拠出することを決議いたしました。  
また、信託期間の延長時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数の残高に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭は、延長後のBIP信託に承継しております。

## ②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、事業年度の当社グループの営業収益、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益などの会社業績及び業績目標に関連するKPI達成度であります。

当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として掲げているためであります。

業績連動報酬は、⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等 Ⅷ、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に基づき算定しております。なお、会社業績の実績は、1.(4)「財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、KPI達成度については営業上の理由により開示しておりません。

## ③非金銭報酬等に関する事項

取締役（社外取締役を除く）の報酬において、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること並びに業績向上を目指した業務執行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的として、業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）を導入しております。

## ④社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## ⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、2022年7月27日開催の取締役会にて一部改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等の内容について、取締役会で決議した決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認したうえで、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社取締役の報酬の基本方針及び個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

### イ. 基本方針

1. 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること。
2. 報酬の決定プロセスの透明性・客観性を確保するとともに、その役位毎の役割と職責に相応しい報酬水準であること。
3. 取締役にとって会社業績の目標達成を動機づける業績に連動した報酬制度であること。
4. 株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること。

### ロ. 報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬並びに業績連動型の役員賞与及び株式報酬（役員報酬BIP信託）で構成し、客観的かつ独立した立場から経営に対する監督及びモニタリング機能を担う社外取締役については、職務内容を勘案し、役員賞与及び株式報酬の支給対象外としております。

また、親会社の役員を兼務する取締役は、報酬に関して支給の対象外とします。

報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標としております。

#### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

各報酬の決定については、報酬の決定プロセスの透明性・客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会における審議・答申を経て、各報酬の決定方法に従い取締役の個人別の報酬を決定するものとします。

なお、本委員会は、委員長及び過半数の委員が独立社外取締役で構成されております。

各報酬の内容、決定方法及び支給時期等は、以下のとおりです。

##### a. 月額固定報酬

項目	内容
報酬の内容	職務執行の対価として定額の金銭報酬とする。
報酬基準	取締役の役位に基づく基準額とする。
報酬上限	月額12百万円（第14期定時株主総会において決議）
決定方法	役位別の基準額を基に取締役会の決議により決定する。
支給時期	毎月一定額を支給する。

##### b. 業績連動型役員賞与

項目	内容
報酬の内容	事業年度毎に業績向上に対するインセンティブを高めるため業績連動指標を反映した金銭報酬とする。
業績連動指標	事業年度の当社グループの営業収益、営業利益、当期純利益などの「会社業績」及び業績目標に関連する「KPI達成度」を評価指標とする。
報酬上限	業績連動型賞与＝役位別の基準額×会社業績及びKPIの達成度による掛率
決定方法	株主総会で支給総額を承認いただいた上、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬額を決定する。
支給時期	株主総会后に支給する。

##### c. 業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）

項目	内容
報酬の内容	中長期的企業価値の持続的向上を目的とし、取締役と株主との一層の価値共有を促進するため株式報酬とする。株式報酬は、業績連動指標の達成度により取締役にポイントを付与し、1ポイントは2株として換算する。
業績連動指標	毎事業年度の営業収益、営業利益、当期純利益等の達成度を評価指標とする。
報酬上限	1事業年度あたりの対象者に付与するポイント総数の上限は、7,500ポイントとする。
決定方法	各事業年度に付与される取締役の個人別ポイントは、以下の算定式により算出し決定するものとする。 ポイント＝（役位別に定める株式報酬額÷株式取得額）×業績連動係数 ※業績連動係数は、業績連動指数の達成度に応じて変動する。
支給時期	取締役の退任時にポイント累積値に応じて株式等を交付する。
その他事項	取締役に重大な違反があった場合、株式相当額の返還請求を行う規定を設ける。

## 二. 取締役の個人別の報酬額に対する割合

業務執行取締役の各報酬の割合については、報酬制度のインセンティブ性を高めるために業績連動型役員賞与及び業績連動型株式報酬に変動幅を持たせており、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる設計とします。

区 分	固定報酬	業績連動型報酬	
		賞与	株式報酬
社長	64%	26%	10%
その他役位	67～72%	19～24%	10%程度

(注) 上記の構成比は、業績連動型報酬の支給について当社が定める基準額を支給した場合の割合を記載しております。

なお、当社の業績等に応じて上記割合も変動いたします。

## ホ. 監査役の報酬等の構成及び決定方針

監査役の報酬については、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、月額固定報酬のみで構成されております。各監査役の月額報酬は、第6期定時株主総会の決議により定められた報酬総額（月額5百万円以内）の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役の全員は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額であります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	兼職先と当社との関係
取締役	阿波連 光	弁護士法人 ひかり法律事務所	当社と同法律事務所との間には、資本関係及び取引関係はありません。
	淵辺 美紀	株式会社ジェイシー	当社と同社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
	与儀 達樹	大同火災海上保険 株式会社	当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その保有割合は1%未満であります。
監査役	安里 昌利	那覇空港ビルディング 株式会社	当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。
	嘉手苅 義男	オリオンビール株式会社	当社と同社との商取引は、定型的取引が中心であり、その条件は第三者との通常の取引の条件と著しく相違するものではなく、当社と同社の事業活動は相互に大きく依存する状況にはございません。
	中山 恭子	J T S 税理士法人	当社と同社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取 締 役	阿 波 連 光	10回中10回	—
	淵 辺 美 紀	8回中8回	—
	与 儀 達 樹	8回中8回	—
監 査 役	安 里 昌 利	10回中10回	6回中6回
	嘉 手 刈 義 男	10回中10回	6回中6回
	淵 辺 美 紀	2回中2回	1回中1回
	中 山 恭 子	8回中8回	5回中5回

- (注) 1. 取締役淵辺美紀氏及び与儀達樹氏については、2025年6月12日開催の第34期定時株主総会において取締役に就任後の出席状況となります。
2. 監査役中山恭子氏については、2025年6月12日開催の第34期定時株主総会において監査役に就任後の出席状況となります。

### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、上記のとおり取締役会に出席し、豊富な経験と幅広い識見から意見や疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど、意見を述べております。

各社外監査役は、上記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、過去の経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど、意見を述べております。

### ハ. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役阿波連光氏は、弁護士として、会社法、コーポレート・ガバナンスをはじめとした豊富な専門知識に基づいたガバナンス強化に資する意見・提言を行っております。

また、社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する適切な監督を行っております。

同氏は、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を主導しております。

- ・取締役淵辺美紀氏は、企業経営における豊富な経験及び優れた識見に基づき経営者の視点で当社経営へ意見・提言を行っております。

また、社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する適切な監督機能を担っております。

同氏は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。

- ・取締役与儀達樹氏は、企業経営における豊富な経験及び優れた識見に基づき経営者の視点で当社経営へ意見・提言を行っております。

また、社外取締役として客観的な立場で業務執行に対する適切な監督機能を担っております。

同氏は、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定プロセスにおける監督機能を担っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称又は氏名

区 分	名称又は氏名
会 計 監 査 人	P w C J a p a n 有 限 責 任 監 査 法 人

### (2) 会計監査人に対する報酬等

名称又は氏名	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	当社及び子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額
P w C J a p a n 有 限 責 任 監 査 法 人	42百万円	49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実務状況、及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適格性や独立性を害する等の事由が発生し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っておりません。

# 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度末 (2026年3月31日現在)		(ご参考) 前連結会計年度末 (2025年3月31日現在)		科 目	当連結会計年度末 (2026年3月31日現在)		(ご参考) 前連結会計年度末 (2025年3月31日現在)	
<b>(資産の部)</b>					<b>(負債の部)</b>				
<b>I 固定資産</b>		<b>46,927</b>		<b>47,033</b>	<b>I 固定負債</b>	<b>2,143</b>		<b>2,136</b>	
<b>A 電気通信事業固定資産</b>		<b>34,758</b>		<b>35,057</b>	1. リース債務	11		6	
(1) 有形固定資産		<b>34,328</b>		<b>34,615</b>	2. ポイント引当金	101		98	
1. 機械設備	40,787		39,716		3. 株式給付引当金	139		144	
減価償却累計額	29,357	11,429	28,539	11,176	4. 固定資産除去引当金	179		265	
2. 空中線設備	15,026		14,361		5. 退職給付に係る負債	442		403	
減価償却累計額	10,233	4,792	9,717	4,643	6. 資産除去債務	248		244	
3. 端末設備	1,180		1,185		7. その他の固定負債	1,020		974	
減価償却累計額	783	397	806	379					
4. 市内線路設備	17,537		16,635		<b>II 流動負債</b>	<b>16,399</b>		<b>16,936</b>	
減価償却累計額	13,266	4,270	12,590	4,044	1. 買掛金	2,933		3,020	
5. 市外線路設備	257		262		2. リース債務	5		4	
減価償却累計額	94	162	79	182	3. 未払金	7,983		9,060	
6. 土木設備	1,169		1,158		4. 未払費用	175		166	
減価償却累計額	316	852	259	899	5. 未払法人税等	3,073		2,988	
7. 海底線設備	3,948		3,948		6. 前受金	389		246	
減価償却累計額	1,693	2,254	1,553	2,394	7. 預り金	347		340	
8. 建物	10,924		10,898		8. 前受収益	49		28	
減価償却累計額	5,647	5,276	5,323	5,575	9. 賞与引当金	449		412	
9. 構築物	1,353		1,344		10. 役員賞与引当金	35		25	
減価償却累計額	1,086	267	1,071	273	11. 契約損失引当金	950		638	
10. 機械及び装置	185		190		12. その他の流動負債	5		3	
減価償却累計額	159	25	158	32	<b>負債合計</b>	<b>18,543</b>		<b>19,073</b>	
11. 車両	197		197						
減価償却累計額	197	0	196	1	<b>(純資産の部)</b>				
12. 工具、器具及び備品	1,667		1,506		<b>I 株主資本</b>	<b>98,458</b>		<b>96,209</b>	
減価償却累計額	1,060	607	1,079	427	1. 資本金	1,414		1,414	
13. 土地		2,494		2,494	2. 資本剰余金	1,665		1,665	
減価償却累計額			6	5	3. 利益剰余金	100,629		98,413	
14. リース資産	13				4. 自己株式	△5,251		△5,284	
減価償却累計額	7	6	0						
15. 建設仮勘定		1,488		2,084	<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>508</b>		<b>333</b>	
減価償却累計額				442	1. 退職給付に係る調整累計額	508		333	
(2) 無形固定資産		<b>430</b>		<b>442</b>					
1. 施設利用権		14		17	<b>III 非支配株主持分</b>	<b>2,947</b>		<b>2,650</b>	
2. ソフトウェア		399		410	<b>純資産合計</b>	<b>101,914</b>		<b>99,193</b>	
3. 借地権		2		2	<b>負債・純資産合計</b>	<b>120,457</b>		<b>118,266</b>	
4. その他の無形固定資産		14		12					
<b>B 附帯事業固定資産</b>		<b>6,932</b>		<b>7,079</b>					
(1) 有形固定資産	<b>8,328</b>		<b>8,169</b>						
減価償却累計額	<b>1,527</b>	<b>6,800</b>	<b>1,212</b>	<b>6,957</b>					
(2) 無形固定資産		<b>132</b>		<b>122</b>					
<b>C 投資その他の資産</b>		<b>5,237</b>		<b>4,896</b>					
1. 投資有価証券		1,142		981					
2. 社内長期貸付金		50		56					
3. 長期前払費用		1,204		1,430					
4. 退職給付に係る資産		1,048		719					
5. 繰延税金資産		1,709		1,645					
6. 敷金及び保証金		78		61					
7. その他の投資及びその他の資産		15		16					
8. 貸倒引当金		△14		△15					
<b>II 流動資産</b>		<b>73,529</b>		<b>71,233</b>					
1. 現金及び預金		3,418		3,506					
2. 売掛金		48,174		44,730					
3. 未収入金		3,474		3,696					
4. 貯蔵品		1,166		1,147					
5. 前払費用		503		376					
6. 関係会社短期貸付金		16,733		17,725					
7. その他の流動資産		68		61					
8. 貸倒引当金		△10		△11					
<b>資産合計</b>		<b>120,457</b>		<b>118,266</b>					

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	
	<b>I 電気通信事業営業損益</b>			
(1) 営業収益		52,291		50,695
(2) 営業費用				
1. 営業費	12,676		12,638	
2. 施設保全費	5,170		5,397	
3. 管理費	2,687		2,490	
4. 減価償却費	5,989		6,242	
5. 固定資産除却費	423		463	
6. 通信設備使用料	5,706		5,712	
7. 租税公課	828	33,482	762	33,706
電気通信事業営業利益		18,808		16,988
<b>II 附帯事業営業損益</b>				
(1) 営業収益		34,057		33,619
(2) 営業費用		34,172		32,846
附帯事業営業利益又は営業損失(△)		△115		773
営業利益		18,693		17,761
<b>III 営業外収益</b>				
1. 受取利息	112		67	
2. 受取配当金	8		5	
3. 受取賃貸料	5		5	
4. 受取保険金	3		12	
5. 補助金収入	32		98	
6. 受取手数料	2		2	
7. 雑収入	34	201	36	229
<b>IV 営業外費用</b>				
1. 自己株式取得費用	24		40	
2. 持分法による投資損失	4		-	
3. 雑支出	0	29	22	63
経常利益		18,864		17,927
税金等調整前当期純利益		18,864		17,927
法人税、住民税及び事業税		5,488		5,311
法人税等調整額		△148		△52
当期純利益		13,525		12,668
非支配株主に帰属する当期純利益		307		265
親会社株主に帰属する当期純利益		13,217		12,402

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,414	1,665	98,413	△5,284	96,209	333	333	2,650	99,193
当期変動額									
剰余金の配当			△5,997		△5,997				△5,997
親会社株主に帰属する当期純利益			13,217		13,217				13,217
自己株式の取得				△4,999	△4,999				△4,999
自己株式の消却		△5,003		5,003	－				－
自己株式の処分				29	29				29
利益剰余金から資本剰余金の振替		5,003	△5,003		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						174	174	296	471
当期変動額合計	－	－	2,216	33	2,249	174	174	296	2,720
当期末残高	1,414	1,665	100,629	△5,251	98,458	508	508	2,947	101,914

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	前連結会計年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	16,329	15,092
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,377	△3,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,039	△11,174
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△88	343
現金及び現金同等物の期首残高	3,506	3,162
現金及び現金同等物の期末残高	3,418	3,506
フリー・キャッシュ・フロー	10,951	11,518

(注) フリー・キャッシュ・フローは「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の合計であります。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は3,418百万円となりました。  
なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フローは10,951百万円となりました。  
当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、法人税等の支払額が増加したことや未払金の減少額が増加したものの、売上債権の増加額が前期に比べ減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して1,237百万円収入が増加し、16,329百万円の収入となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、投資有価証券の取得による支出が減少したものの、有形固定資産の取得による支出が増加したことや関係会社貸付金の回収が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して1,804百万円支出が増加し、5,377百万円の支出となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払額が増加したものの、自己株式の取得による支出が減少したことなどにより、前連結会計年度と比較して134百万円支出が減少し、11,039百万円の支出となりました。

# 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	
	当事業年度末 (2026年3月31日現在)	前事業年度末 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
I 固定資産	40,915	41,523
A 電気通信事業固定資産	26,713	27,361
(1) 有形固定資産	26,352	26,988
1. 機械設備	31,403	31,409
減価償却累計額	22,567	22,375
2. 空中線設備	15,026	14,361
減価償却累計額	10,233	9,717
3. 市外線路設備	257	262
減価償却累計額	94	79
4. 土木設備	861	861
減価償却累計額	197	150
5. 海底線設備	3,598	3,598
減価償却累計額	1,343	1,203
6. 建物	10,329	10,304
減価償却累計額	5,244	4,934
7. 構築物	1,347	1,339
減価償却累計額	1,080	1,066
8. 機械及び装置	114	119
減価償却累計額	88	87
9. 車両	197	197
減価償却累計額	197	196
10. 工具、器具及び備品	1,367	1,234
減価償却累計額	825	848
11. 土地	542	386
減価償却累計額	2,494	2,494
12. リース資産	6	6
減価償却累計額	2	0
13. 建設仮勘定	1,221	1,461
(2) 無形固定資産	361	373
1. 施設利用権	1	1
2. ソフトウェア	347	359
3. 借地権	2	2
4. その他の無形固定資産	11	10
B 附帯事業固定資産	6,842	6,961
(1) 有形固定資産	8,325	8,138
減価償却累計額	1,524	1,194
(2) 無形固定資産	41	17
C 投資その他の資産	7,359	7,200
1. 投資有価証券	940	781
2. 関係会社株式	3,222	3,215
3. 社内長期貸付金	50	56
4. 長期前払費用	1,140	1,344
5. 前払年金費用	314	244
6. 繰延税金資産	1,615	1,499
7. 敷金及び保証金	76	58
8. その他の投資及びその他の資産	12	14
9. 貸倒引当金	△12	△14
II 流動資産	72,303	69,643
1. 現金及び預金	2,922	2,884
2. 売掛金	47,649	44,036
3. 未収入金	3,485	3,532
4. 貯蔵品	996	996
5. 前払費用	391	289
6. 関係会社短期貸付金	16,898	18,003
7. その他の流動資産	47	49
8. 貸倒引当金	△88	△148
資産合計	113,218	111,167

科 目	(ご参考)	
	当事業年度末 (2026年3月31日現在)	前事業年度末 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
I 固定負債	1,661	1,597
1. リース債務	10	4
2. 退職給付引当金	1	—
3. ポイント引当金	101	98
4. 株式給付引当金	139	144
5. 固定資産撤去引当金	179	265
6. 資産除去債務	248	244
7. その他の固定負債	980	840
II 流動負債	20,016	19,367
1. 買掛金	2,938	2,828
2. リース債務	3	1
3. 関係会社短期借入金	4,216	3,407
4. 未払金	7,833	8,611
5. 未払費用	128	121
6. 未払法人税等	2,818	2,747
7. 前受金	360	315
8. 預り金	329	319
9. 前受収益	49	28
10. 賞与引当金	352	322
11. 役員賞与引当金	33	23
12. 契約損失引当金	950	638
負債合計	21,677	20,964
(純資産の部)		
I 株主資本	91,540	90,202
1. 資本金	1,414	1,414
2. 資本剰余金	1,614	1,614
(1) 資本準備金	1,614	1,614
3. 利益剰余金	93,762	92,456
(1) 利益準備金	64	64
(2) その他利益剰余金		
別途積立金	76,100	76,100
繰越利益剰余金	17,598	16,292
4. 自己株式	△5,251	△5,284
純資産合計	91,540	90,202
負債・純資産合計	113,218	111,167

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)		(ご参考) 前事業年度 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	
<b>I 電気通信事業営業損益</b>				
(1) 営業収益		48,912		47,315
(2) 営業費用				
1. 営業費	12,423		12,494	
2. 施設保全費	3,408		3,472	
3. 管理費	2,276		2,130	
4. 減価償却費	4,400		4,617	
5. 固定資産除却費	227		212	
6. 通信設備使用料	8,358		8,289	
7. 租税公課	670	31,766	608	31,825
電気通信事業営業利益		17,146		15,489
<b>II 附帯事業営業損益</b>				
(1) 営業収益		33,640		32,746
(2) 営業費用		33,785		32,117
附帯事業営業利益又は営業損失(△)		△145		629
営業利益		17,000		16,118
<b>III 営業外収益</b>				
1. 受取利息	113		67	
2. 受取配当金	44		41	
3. 受取賃貸料	5		5	
4. 受取保険金	3		6	
5. 補助金収入	51		98	
6. 貸倒引当戻入益	60		-	
7. 雑収入	12	290	35	255
<b>IV 営業外費用</b>				
1. 支払利息	28		12	
2. 自己株式取得費用	24		40	
3. 雑支出	-	53	9	62
経常利益		17,237		16,311
<b>V 特別損失</b>				
1. 関係会社株式評価損	-		52	
2. 関係会社貸倒引当金繰入額	-		143	
3. 工事負担金等圧縮額	-	-	-	196
税引前当期純利益		17,237		16,114
法人税、住民税及び事業税		5,046		4,833
法人税等調整額		△115		△25
当期純利益		12,307		11,306

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	利益 剰余金 合計						
当期首残高	1,414	1,614	-	1,614	64	76,100	16,292	92,456	△5,284	90,202	-	-	90,202
当期変動額													
別途積立金の取崩								-		-			-
剰余金の配当							△5,997	△5,997		△5,997			△5,997
当期純利益							12,307	12,307		12,307			12,307
自己株式の取得									△4,999	△4,999			△4,999
自己株式の消却			△5,003	△5,003					5,003	-			-
自己株式の処分									29	29			29
利益剰余金から 資本剰余金への振替			5,003	5,003			△5,003	△5,003		-			-
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,305	1,305	33	1,338	-	-	1,338
当期末残高	1,414	1,614	-	1,614	64	76,100	17,598	93,762	△5,251	91,540	-	-	91,540

# 会計監査人の監査報告（連結）

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月1日

沖縄セルラー電話株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 哲朗  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 健一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、沖縄セルラー電話株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沖縄セルラー電話株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

(次頁に続く)

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告（単体）

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月1日

沖縄セルラー電話株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 哲朗  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 健一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、沖縄セルラー電話株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

（次頁に続く）

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、WEB会議システム等を活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の共有・交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
なお、監査上の主要な検討事項(KAM)を含む監査の重点項目については、会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月8日

沖 縄 セ ル ラ ー 電 話 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 増 田 晴 彦 ㊟

監 査 役 安 里 昌 利 ㊟

監 査 役 嘉 手 苅 義 男 ㊟

監 査 役 中 山 恭 子 ㊟

(注) 監査役 安里昌利、監査役 嘉手苅義男、監査役 中山恭子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
期末配当金受領株主確定日	毎年3月31日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者にお支払いいたします。
中間配当金受領株主確定日	取締役会の決議により中間配当を実施する場合、毎年9月30日における最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者にお支払いいたします。
公告の方法	当社公告につきましては、下記ホームページに掲載いたします。 <a href="https://okinawa-cellular.jp/">https://okinawa-cellular.jp/</a> ※ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。
株主名簿管理人／特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711 (通話料無料) <a href="https://www.tr.mufg.jp/daikou/">https://www.tr.mufg.jp/daikou/</a>
上場証券取引所	東京証券取引所スタンダード市場

### お知らせ

- 株主さまの住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）の連絡先にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

# 株主総会会場ご案内図

## 沖縄セルラー電話株式会社 本社ビル 2階 会議室

〒900-8540 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号 TEL. 098-869-1001



### 沖縄セルラー本社ビル

- ゆいレール「県庁前」駅より徒歩5分
  - 沖縄タイムス前バス停（浦添向け）下車すぐ
  - 県庁北口バス停より徒歩7分
- ※会場へはビル正面入口よりお入りください。

### 株主の皆さま

※当日は駐車場をご用意しておりません。  
公共交通機関でのご来場をお願いいたします。

### お問い合わせ

〒900-8540  
沖縄県那覇市松山1丁目2番1号  
**沖縄セルラー電話株式会社**  
TEL 098-869-1001 (代表)  
<https://okinawa-cellular.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。